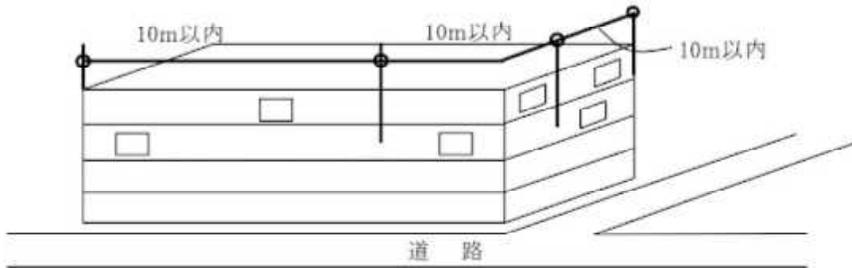


代替進入口（令第126条の6第二号）



福岡市(第6 非常用の進入口)より

- ・ 高さ31m以下の部分にある3階以上の階には、原則、非常用の進入口又は代替進入口を、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路等に面する外壁面に設ける。
- ・ 代替進入口は、直径1m以上の円が内接することができるもの、又は幅75cm以上×高さ1.2m以上のものとする。
- ・ 外壁面を10m以内ごとに区分し、代替進入口を区分内の随意的な位置に設ける。
※ 代替進入口相互間の距離は概ね10m以内とする。